

役員報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は、社団法人新都市ハウジング協会(以下「本協会」という。)定款第17条に基づき本協会の常勤役員に対する報酬の支給について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程に定める役員とは、定款第13条に定める会長、副会長、専務理事、常務理事であって本協会に常時勤務する者及び断続勤務する者をいう。

(報酬の種類)

第3条 報酬は、本俸とする。但し、通勤手当は別途支給する。

(支給日)

第4条 本俸年額の1/12を毎月20日(ただし、当該日が休日にあたるときは、その前勤務日)に支給する。

(支払方法)

第5条 本俸を、法令に基づき、その役員の本俸から控除すべきものの金額を控除し、その残額を役員に指定する銀行その他金融機関の本人名義の預金口座に振り込むことによって支給する。

(本俸年額)

第6条 本俸年額は、次の各号に掲げる役員毎に各号で定める指定職俸給表(国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法第95)別表第十の指定職俸給表をいう。以下この項において同じ。)の号俸に対応する俸給月報の範囲内の額を基準として、国等の給与水準、本協会の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準等を鑑み会長が決定する。

一.	会 長	指定職俸給表4号俸
二.	副 会 長	指定職俸給表3号俸
三.	専務理事	指定職俸給表1号俸
四.	常務理事	指定職俸給表1号俸

(出向職員に対する適用除外)

第7条 出向職員については、派遣職員規程及び出向元の給与規程による。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成14年10月1日から施行する。
2. 改定日は平成18年6月19日とし、平成18年4月1日から適用する。
3. 平成18年3月31日以前から引き続き役員である者の報酬については、第6条中、「給与水準」を「給与水準、当該役員の前年度の年俸額」と読み替えて適用する。

以 上

役員退職金規程

(総 則)

第1条 この規程は、社団法人新都市ハウジング協会(以下「本協会」という。)の役員に対する退職金の支給について必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程に定める役員とは、定款第13条に定める会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事であって本協会に常時勤務する者及び断続勤務する者をいう。

(支給対象)

第3条 退職金は、役員が退任したときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(支給制限)

第4条 役員が、禁固以上の刑に処せられたことにより解任されたときは、退職金は支給しない。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、次の各号に定めるところにより算定した額とする。

- (1) 退任するときに常時勤務の役員であった者については、退任時直近の報酬月額から賞与相当額を除いて得た額に役員在任年数を乗じて得た額。
- (2) 退任するときに断続勤務の役員について常時勤務期間があるときは、常時勤務期間及び断続勤務期間について前項のそれぞれの乗率を乗じて得た額の合計額。
- (3) 本協会の職員であったものが引き続き役員に就任した場合は、職員であった期間については、職員退職慰労金規程に定める算出方法により算出し、役員であった期間については本規程に定める算出方法により算出した額の合計額を支給する。
- (4) 前1項、前2項及び前3項の規定により計算して得た額に、功労加算率100分の150以内の率を乗じた額を加算することができる。

(退職金の支給)

第6条 退職金は、法令に基づき退職金から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

- 2 退職慰労金は、予算その他の特別な事情がある場合を除き、支給事由の発生した日から2月以内に支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程の定めるところによる退職金の計算に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(実施細則)

第8条 退職金の支給手続き、その他この規程の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

1. この規程は平成14年10月1日から施行する。
2. 平成17年4月1日より第5条(4)を改定、施行する。ただし、平成17年3月31日以前の役員在任期間に係る役員退職金の額は、改定前の功労加算率(100分の200以内)により算定する。

以 上